



目 議 第 8 2 7 号
平成 2 9 年 8 月 2 9 日

様

目黒区議会議長
佐 藤 昇

質 問 通 告 に つ い て

平成 2 9 年 9 月 7 日 開 会 の 第 3 回 目 黒 区 議 会 定 例 会 に お け る 質 問 通 告 が 下 記 の と お り あ り ま し た の で 通 知 し ま す 。

記

一 般 質 問

質 問 者 氏 名 橋 本 欣 一
目 安 時 間 4 5 分

1 公 会 計 制 度 導 入 に つ い て

- (1) 目黒区の財務諸表作成について、これまでの取り組み、経過を伺う。
- (2) この秋に公表される財務諸表は、これまでと何が変わったのか、何が分かるのか、伺う。
- (3) 新しい財務諸表を今後、どのように活用していくのか、展望を伺う。

2 民 泊 に つ い て

- (1) 区内の民泊施設において、これまでどのようなトラブルが起きているのか。また、今後想定される課題を伺う。
- (2) 先行自治体から、どのような情報収集を行っているのか、伺う。
- (3) 民泊に対する、今後の姿勢を伺う。

3 個 人 情 報 保 護 法 が 改 正 さ れ た 。 こ れ ま で 適 用 外 で あ っ た 区 に 関 わ る 様 々 な 団 体 に 対 し て 、 変 更 点 、 新 た な 課 題 な ど を 、 通 達 や 啓 蒙 し て い る の か 、 伺 う 。

質問者氏名 いいじま 和代

目安時間 40分

「支え合う温かな目黒」をめざして、大きく3点7項目の質問をさせていただきます。

1 「自殺防止対策」について

政府は本年7月25日、新たな「自殺総合対策大綱」を決定しました。公明党の推進で2006年に成立された自殺対策基本法に基づき、2007年に策定された国の自殺対策の指針である大綱は、5年ごとに見直しが行われ、今回で2回目となります。新大綱では、人口10万人当たりの自殺者数である「自殺死亡率」を、今後10年間で30%以上減らすという数値目標を掲げました。そこで、目黒区における「自殺防止対策」について伺います。

- (1) 目黒区における自殺者の性別・年齢と推移を伺います。
- (2) 平成24年第2回定例会において「自殺防止対策」について質問し、区職員全員が命を守る「ゲートキーパー養成研修」をすべきであると訴えました。そしてゲートキーパー養成研修テキスト「ゲートキーパー手帳」を作成していただき研修を行っていますが、現在、職員の養成研修はどこまで推進出来たか伺います。

2 「医療的ケア児の支援」について

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加しています。そこで目黒区の医療的ケア児の支援について伺います。

- (1) 平成30年に目黒区障害者計画が改定されますが、目黒区における医療的ケア児の支援の現状と今後の施策の基本的方向性について伺います。
- (2) 重度肢体不自由及び医療的ケアの方に、日常生活の援助や集団生活の場を提供する「生活介護」が、目黒区心身障害者センターあいアイ館で行われています。しかし、18歳以上64歳以下の方が対象者となっているために、目黒区には義務教育を卒業した医療的ケア児の日中活動ができる場がありません。そこで、あいアイ館における「生活介護」の年齢対象範囲を義務教育卒業後からに出来ないか伺います。

(3) 2012年の児童福祉法改正によって、障がい者放課後等デイサービスはここ数年でかなり増えましたが、医療的ケア児の放課後等デイサービスは目黒区内にはありません。今後も増えると考えられる医療的ケア児の放課後等デイサービスを、目黒区内にも、設置することが出来ないか伺います。

3 「障がい者アート（パラアート）」について

オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典というだけではありません。オリンピック憲章では、文化プロジェクトの同時開催が明記されており、その中には「障がい者による芸術活動」という分野があります。2020年大会は、障がい者アートを初めとした、日本の芸術・文化をアピールする場にすべきということで、公明党は積極的に支援を行っていますが、障がい者の皆様が持っているさまざまな能力を活かせる機会にしていかななくてはなりません。

「障がい者アート」である「パラアート」とは、日本チャリティ協会の提案で、パラリンピックの「パラ」と「アート」を組み合わせた造語で、身体や知的、精神面など障がい区分に関わらず、障がいを抱える全ての人に取り組む芸術文化のことです。そこで、目黒区の「障がい者アート（パラアート）」について伺います。

(1) 東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、目黒区における「障がい者アート（パラアート）」等の障がい者の芸術文化活動の充実の推進をどう考えているか伺います。

(2) 福祉工房や障がい者放課後デイサービス等の障がい者福祉施設の「障がい者アート（パラアート）」の作品を一堂に会した展覧会やワークショップ等を開催し、東京2020オリンピック・パラリンピック開催をきっかけに、目黒区において「障がい者アート（パラアート）」の推進が出来ないか伺います。

質問者氏名 石川 恭子

目安時間 55分

1 平和憲法を守り「核兵器のない世界」実現に向けて

(1) 目黒区から憲法9条「改憲」やめよの声を

安倍首相は憲法記念日に、改憲派の集会にビデオメッセージを送り「憲法9条に自衛隊を明記する条文を追加し、2020年を施行する年にしたい」と発言した。この間、特定秘密保護法の制定や政府見解として違憲としてきた集団的自衛権容認の閣議決定を行い、さらに安保法制＝戦争法の制定等、憲法破壊の暴走を行ってきた。こうした下で明文改憲をし、憲法9条の3項に自衛隊を明記するとしている。自衛隊の明記は、9条2項「国の交戦権を認めない」を空文化させ、海外での武力行使の制約をいっさい取り除き戦争する国に変えようとするものである。

安倍首相の改憲発言は、平和憲法を破壊するものだと思うが、区長の認識を問うとともに、「平和憲法の擁護」を掲げる平和都市宣言区として、国に対し憲法9条の改憲やめよと意見表明を行うべきだと思うがどうか。

(2) 国連会議で採択された核兵器禁止条約を広げるために

日本は、世界で唯一の戦争被爆国である。72年前、原子爆弾の投下によって一瞬にしてまちは壊滅し多くの命が奪われ、現在でも被爆者を苦しめている。世界には1万5,000発の核兵器があり、核兵器の廃絶は、被爆者をはじめ多くの国々の切なる願いである。今年7月「国連会議」は、人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約を国連加盟国の約3分の2の賛成で採択した。条約は、前文で核兵器の非人道性を厳しく告発し違法性を明確にし、第1条では、核兵器の開発、実験・製造などとともに使用の威嚇も禁止した。ところが日本の政府は、会議に参加しないどころか条約の署名を行わないことを明らかにしている。こうした態度に、世界の国々や被爆者などから強い批判の声が上がっている。

ア 平和都市宣言を掲げ日本非核宣言自治体協議会、平和首長会議に加盟している区として、国の態度に抗議の声を上げるべきだと思うがどうか。

イ 夏に取り組んでいる巡回写真展などの機会に、採択された核兵器禁止条約の内容を知らせる展示等に取り組むべきだと思うがどうか。

(3) 平和特派員の経験を多くの子どもたちに伝えるために

毎年小・中学生の代表が、8月広島での平和記念事業に参加している。

被爆者からの話を聞くなど貴重な体験をした子どもたちは、平和の認識を深め戦争をしてはいけないことや核兵器の廃止を考えるなど大きく成長している姿がある。こうした貴重な体験を広げていくためにも、平和の特派員をすべての学校から派遣し、子どもたちの貴重なレポート集を、参加していない小・中学生すべてに配布すべきだと思うがどうか。

2 高齢者が安心して介護を受けられるために

介護保険の度重なる改定は、経済的負担が増える一方で、必要な介護が受けられない事態が生まれている。誰もが必要な介護を受けることができるよう以下質問する。

(1) 介護保険のさらなる改悪やめよ

5月、十分な審議もされず「改正」介護保険法が可決。具体的な内容の多くは政省令に委ねるものとなっている。制度発足以来、「給付と負担の見直し」が行われてきたが、今回の改定でも単身者年間収入340万円以上の方は利用料3割の引き上げとなっている。年金が引き下げられている下での負担増は高齢者の暮らしを脅かし、必要なサービスを利用することができない事態を広げていく。さらに、改正法は給付抑制に拍車をかける仕組みを導入した。自治体は、新たに自立支援、介護給付費適正化等に関する施策や目標を定め、国はその達成状況を評価し、インセンティブとして交付金を支給するというもので、要介護の認定率など低下すれば報奨金を与えるとしている。

こうしたやり方は、高齢者の実態を横に置き、自治体間や事業者同士を競争させるものだと現場の関係者から批判の声が上がっている。「給付抑制と負担増」は、ますます介護家族の負担を増やしていく。国に対し、介護保険の改悪やめよと声を上げるべきだと思うがどうか。

(2) 2015年の改定による利用者の実態調査を

国は一昨年、要支援者の訪問介護など総合事業への移行、特養ホームの入所基準を原則要介護3に、一定の年金収入者は利用料を2割に、特養ホーム低所得者入居者の食事代・居住費の補助（補足給付）を大幅に制限するなど、介護保険の根幹を覆す大改悪を実施した。この間、区は利用者には大きな影響は出ていないと答弁しているが、介護事業者からは、利用料値上げの中で、デイサービスやホームヘルプを減らす

事態が出ているという。改めて2015年改定後の実態調査を行うべきだと思うがどうか。

(3) 介護保険料の引き下げを

3年ごとに介護保険料は見直しが行われ、来年が改定年となる。現在の保険料基準額は、前期の保険料から820円値上げの月額5,780円となっている。この値上げ幅は、23区の中でも大幅値上げであったことを区も認めている。これが来年には6,000円台になるようとしている。高い保険料は、滞納者を生み出し、滞納者は介護保険を受ける時にはペナルティーをかけられる。現在、利用料3割のペナルティーをかけられている人は40人を超えており、その中には多くの低所得者が含まれている。区が実施したアンケート調査でも、介護保険料は「高い」が46.2%を占めており、「妥当」の20.8%の2倍以上になっている。年金が引き下げられる下で、保険料の値上げは高齢者の暮らしを脅かすものである。保険料引き下げのために必要な基金を取り崩し、保険料を改定すべきだと思うがどうか。

(4) 外出を援助する区独自のヘルパーを

介護軽度者の重度化を防ぐために、日常の暮らしを支える介護保険では対応できない、外出を支援する区独自のヘルパー派遣を行うべきだと思うがどうか。

(5) 介護労働者の労働条件を引き上げるために

介護職場の賃金は、一般産業と比べ月額10万円低い。介護報酬が引き上げられた下でも状況はほとんど変わっていない。低賃金は、労働内容の厳しさとともに、職員不足を加速させ、現場では将来を担う介護職員がいなくなるのではないかと懸念している。現在、民間特養ホームに対して家賃補助を実施しているが、この対象を特養ホーム以外の福祉施設にも拡大し、事業者に丁寧な周知を行うべきだと思うがどうか。

(6) 地域包括支援センターの体制拡充を

区内には、現在5つの地域包括支援センターが設置されている。地域ケアの公的機関として重要な役割を持っている。今後その役割を担っていくためには体制を強化していかなければならない。

ア 各地域包括支援センターは、保健師や看護師、社会福祉士や主任

ケアマネジャーなど有資格者の職員が12名から15名の配置となっている。機能を強化するために職員の増員をすべきだと思うがどうか。

イ 地域のきめ細かな課題に対応するために、中間のまとめで指摘されたランチ（支所）を早急に設置すべきだと思うがどうか。

3 就学援助の拡充を

文部科学省は、「就学援助を必要としている時期に速やかな支給が行えるよう」交付要綱の一部を改正し、これまで「児童又は生徒」としてきた入学準備金の交付対象に「就学予定者」を追加した。これによって中学校の入学前のみならず小学校入学前の時期にも支給できることになった。こうした中で、中学校入学前支給に取り組む自治体、さらに小学校入学前支給に取り組む自治体も生まれている。すでに文科省の通知では、入学準備金の単価は、小学生4万6000円、中学生は4万7,400円と前年度比で倍増している。子育て支援の立場からも早急に入学前支給に取り組む、実態と乖離する準備金については引き上げるべきだと思うがどうか。

質問者氏名 西 崎 つばさ

目安時間 45分

1 官民データ活用推進基本法への対応について

(1) 2016年12月に成立・施行した官民データ活用推進基本法について、本区のこれまでの対応と今後の方針を伺います。

(2) オープンデータに対する本区の取り組みについて、進捗状況を伺います。

2 住宅宿泊事業法への対応について

遅くとも2018年6月には住宅宿泊事業法が施行される見込みですが、民泊に対する区民の意向をどのように把握されているのか伺います。